

## 令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	交付対象事業 の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	総事業費 （千円）	成果目標
2	【重点支援地方 交付金活用】小学校給 食費サポート 事業	①食料品価格の高騰が続く中で、小学校給食費については、給食費負担軽減交付金が創設され、保護者等の負担軽減につながるものと考えている。しかしながら、一部保護者負担が残ることから、重点支援地方交付金を活用し、給食費を保護者から徴収することなく安定的に給食を提供する ②給食提供に係る食材費（給食費負担軽減交付金を充当した残額） ③（月額）6,400円-（給食費負担軽減交付金基準額）5,200円＝1,200円 （保護者負担相当額）1,200円/人×（提供月数）11月×（児童数）12,300人＝162,400千円 ※財源区分C（その他）の2,400千円は一般財源 ④市立小学校に通う子ども及びその保護者（教職員は除く）	R8.4	R9.3	162,400	市立小学校（小学校32校、義務教育学校（前期）1校）における給食費の保護者負担（負担額13,200円/年、児童数：12,300人）を無償とする。
3	【重点支援地方 交付金活用】中学校給 食費サポート 事業	①食料品価格の高騰が続く中で、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学校の給食費の保護者負担を無償とする。 ②給食提供に係る食材費 ③従前：月額6,600円/人 → 無償 （保護者負担相当額）6,600円/人×（提供月数）11月×（生徒数）6,100人＝442,900千円 ※財源区分C（その他）の2,900千円は一般財源 ④市立中学校に通う子ども及びその保護者（教職員は除く）	R8.4	R9.3	442,900	市立中学校（中学校15校、義務教育学校（後期）1校）における給食費の保護者負担（負担額72,600円/年、生徒数：6,100人）を無償とする。
4	【重点支援地方 交付金活用】小・中 中学校新入生 応援金給付事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、新入生（小1、中1）のいる子育て世帯の経済的負担を軽減し、就学を支援する。 ②新入生のいる世帯への給付金及び事務費 ③対象児童・生徒1人当たり30,000円の給付 （応援金）30,000円×（（対象児童数）2,100人+（対象生徒数）2,400人）＝135,000千円 事務費 2,000千円 事務費の内訳 需用費、役員費、使用料 ※財源区分C（その他）の92,442千円は一般財源 ④市内に居住する新入生及びその保護者	R8.6	R8.11	137,000	新入生（対象児童・生徒数4,500人）のいる子育て世帯を支援する。
5	【重点支援地方 交付金活用】保 育料負担軽減事 業（第2子保 育料の無償化）	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子の保育料を無償とする。 ②保育料の減免に係る費用（歳入減、施設型給付費・地域型保育給付費の増） ③対象子ども数（保育所等に通う第2子）1,088人 影響額339,000千円 ※財源区分C（その他）の9,000千円は一般財源 ④保育園等に通う第2子及びその保護者	R8.4	R9.3	339,000	第2子の保育料（平均313,000円/年、対象の子ども1,088人）を無償とする。